

電子開示システム届出書等の 提出方法に関するご案内

はじめに

- EDINETを利用して開示書類を提出するためには、まず、「電子開示システム届出書」を作成の上、お住まいの住所又は本店所在地を管轄する財務(支)局等に提出する必要があります。
- 「電子開示システム届出書」については、従来、書面により提出いただいておりますが、令和6年5月17日から、原則として、金融庁電子申請・届出システム(以下「電子申請・届出システム」という。)を利用して提出いただくこととなります。提出の流れについては、次ページをご参照ください。
また、変更届出書や3年ごとの住民票抄本等の提出についても、同様に電子申請・届出システムを利用していただくこととなります(12ページ参照)。
※ 電子申請・届出システムを利用できない場合には、郵送等による提出も可能です(11ページ参照)。
- 本資料は、電子申請・届出システムを利用して電子開示システム届出書等を提出する際に、特に留意いただきたい点を提出者向けに簡易にまとめたものです。
- 電子開示システム届出書等の提出に当たり、ご不明な点等がございましたら、13・14ページに記載されている管轄の財務(支)局等にお問い合わせください。

「電子開示システム届出書」の提出の流れについて

EDINET

作業①：「電子開示システム届出書」の作成

- ・「[提出者届出](#)」から提出者情報を入力
 - ・「電子開示システム届出書」をPDFで保存
- ※電子申請・届出システムが利用できない場合は郵送によりご提出ください。

[電子申請・届出システムにログイン](#)

※電子申請・届出システムにログインするためには、提出者の種別に応じて、以下のものを事前に取得する必要があります。

●法人

「gBizIDプライム」

※詳細は[デジタル庁専用サイト](#)をご確認ください。

●個人

「マイナンバーカード」

「マイナポータルアプリ」

作業④：開示書類の提出

- ・書類提出に係る操作を実施

電子申請・届出システム

※添付書類については、対象書類を撮影した画像（ただし、鮮明なものに限ります）をWordファイル等に貼り付けて提出することも認められます。

作業②：「電子開示システム届出書」の提出

- ・PDFで保存した「電子開示システム届出書」を添付書類（定款や住民票等）とともに提出

提出先の財務（支）局等による内容確認
（届出内容に問題がなければ受理）

作業③：「EDINET 届出完了通知書」の受信

- ・EDINET コード、ユーザ ID 及び初期パスワードを取得

[EDINETにログイン](#)

「電子開示システム届出書」の作成(1/2)

- 「電子開示システム届出書」の作成は、EDINETトップページの画面左上にある「提出者届出」をクリックし、提出者届出メニューから「提出者届出登録画面(=入力画面)」に進み、必要事項を入力して行います。

○EDINETトップページ

ログイン
ログインはこちらから
ログイン
提出者の届出は こちらから
提出者届出

こちらをクリック



○提出者届出メニュー

提出者届出
提出者種別説明
内国会社(有価証券報告書等を提出される方)
その他内国(大量保有報告書等を提出される方)
外国政府
外国会社(有価証券報告書等を提出される方)
その他外国(大量保有報告書等を提出される方)
個人
個人(外国)

提出者届出メニューから適切なものをクリック

提出者種別説明画面

登録に先立って、次を参考に提出者種別を選択してください。
※ 登録した種別によって、提出できる書類が異なります。
登録後に提出すべき書類が変わった場合は提出者種別変更が必要となります。
詳しくは操作ガイドを御確認ください。

◆ 国内の法人等の方がEDINETを利用して書類提出する場合

1. 株券、社債等を発行し、企業内容等の開示に関する内閣府令に基づいて、
⇒左のリンクから『内国会社(有価証券報告書等を提出される方)』を選び、登
2. 上記府令による有価証券届出書等の提出を行わず、大量保有報告書、公開
⇒左のリンクから『その他内国(大量保有報告書等を提出される方)』を選び、

※ 特定有価証券（ファンド）に関する有価証券届出書、有価証券報告書等の提出
開示に関する内閣府令に基づく有価証券届出書、有価証券報告書等を提出する

◆ 海外の法人等の方がEDINETを利用して書類提出する場合

選択する提出者種別については、提出者届出メニューの右側にある「提出者種別説明画面」の説明を参照

「電子開示システム届出書」の作成(2/2)

- 「提出者届出登録画面」で必要事項を入力し、登録実行まで進めると、「仮番号発行完了画面」が表示されます。
- 「仮番号発行完了画面」に表示された「電子開示システム届出書出力」をクリックして、「電子開示システム届出書」を表示してください。
- 表示された「電子開示システム届出書」は、この後の電子申請・届出システムによる提出手続のために必要となりますので、任意の場所(デスクトップ等)にPDFとして保存してください。
- 「電子開示システム届出書」と併せて、添付書類を提出する必要があります。提出者種別によって、添付書類が異なりますので、次のページを参考に必要なものをご用意ください。

○提出者届出登録画面(以下の画像は「個人」の場合) ○仮番号発行完了画面

個人(組合発行者を除く) 提出者届出登録画面

画面に表示された項目を入力

提出者種別	個人(組合発行者を除く)
生年月日*	
届出日*	2024/05/07
初回提出予定書類府令*	
初回提出予定書類様式*	
初回提出予定日*	

仮番号発行完了画面

こちらをクリックして、表示された「電子開示システム届出書」を任意の場所に保存

電子開示システム届出書出力

保存された内容を確認し、添付書類をそろえて有効期限内に
(※1) 金融庁電子申請・届出システムのログインはこちら
(※2) 金融庁電子申請・届出システムを利用して「電子開

※ より詳しい操作方法については、EDINETに掲載された「[書類提出操作ガイド](#)」(38ページ以降、第2章 提出者届出)をご参照ください。

EDINETトップページの画面左上にある「トップメニュー」からこちらをクリック

トップメニュー

[お知らせ一覧](#)

[よくある質問](#)

(2024年03月28日更新)

[端末要件](#)

[操作ガイド](#)

[提出書類様式](#)

[EDINETタクソノミ](#)

「電子開示システム届出書」の添付書類

国内の法人等の場合

内国会社

その他内国

・定款又はこれに準ずるもの

海外の法人等の場合

外国政府

→ ・届出について代理する権限を、本邦内に住所を有するものに付与したことを証する書面

外国会社

その他外国

・定款又はこれに準ずるもの
・登記事項証明書(海外当局が発行したものに限る。)又はこれに準ずるもの
・本邦内に住所を有する者に届出についての権限を付与したことを証する書面

個人の場合

個人

→ ・住民票の抄本又はこれに準ずるもの

個人(外国)

→ ・住民票の抄本又はこれに準ずるもの
・本邦内に住所を有する者に届出についての権限を付与したことを証する書面

※ 定款又はこれに準ずるものを除き、添付書類は提出日前3か月以内に交付を受けたものに限り
※ 上記の書類が日本語で記載されたものでない場合には、日本語による翻訳文を付す必要があります。

「電子開示システム届出書」の提出(1／2)

- 「電子開示システム届出書」の提出は、「電子申請・届出システム」(EDINETとは別のシステム)を利用して行います。
- 以下のURLから電子申請・届出システムのログイン画面に進み、利用ガイドを参照の上、提出を行ってください。

提出者の種別(法人・個人)によってログイン画面が異なりますので、ご注意ください。

【法人の場合】 ※ gBizIDプライムが必要となります。詳細は[デジタル庁専用サイト](#)をご確認ください。

電子申請・届出システムのログイン画面：<https://denshi-shinsei.fsa.go.jp/ja/>

利用ガイド：<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/UserGuide.pdf>

【個人の場合】 ※ マイナンバーカード、マイナポータルアプリが必要となります。

電子申請・届出システムのログイン画面：<https://denshishinsei-kojin.fsa.go.jp/ja/>

利用ガイド：<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/UserGuideKojin.pdf>

- 電子申請・届出システムの基本操作のイメージは以下のURLからご確認ください。
https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/Kihonsousa_Image.pdf

「電子開示システム届出書」の提出(2/2)

- 電子申請・届出システムから「手続選択」を行う際は、以下のとおり選択願います。

※ 変更届出書や3年ごとに住民票抄本等の提出を行う場合とは「根拠法令(小分類)」と「手続名」が異なりますので、選択の際はご注意ください(12ページ参照)。

根拠法令(大分類) ... 金融商品取引法

根拠法令(中分類) ... 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条

根拠法令(小分類) ... 第1項

手続名 ... 電子開示システム届出書の提出

} 正しく選択されているかご確認ください

- 電子申請・届出システムの操作のうち、「提出先選択」を行う際は、次のページを参照の上、提出先を選択願います。
- 添付書類については、PDFファイルのほか、添付書類を撮影した画像(ただし、鮮明なものに限ります。)をWordファイル等に貼り付けて提出することも認められます。画像ファイルをそのまま提出することはできないため、ご注意ください。
- ご不明な点等がございましたら、電子申請・届出システムによる手続について、金融庁ウェブサイト上でご案内しておりますので、以下のURLからご確認ください。

<https://www.fsa.go.jp/common/shinsei/online.html>

※ 上記のリンク先には、Q&Aや電子申請・届出システムに関するお問い合わせ先も掲載しております。
ただし、システム操作以外の内容については、管轄の財務(支)局等にお問い合わせください。

「電子開示システム届出書」の提出先選択(1/2)

判断基準		電子申請・届出システム上の提出先			
提出先となる 財務(支)局等	提出者種別	大分類	中分類	小分類	名前
関東財務局	内国法人(特定有価証券の発行者、 <u>大量保有報告書を提出する者、公開買付届出書を提出する者を除く</u>) 親会社等状況報告書を提出する者	関東財務局	理財部	統括証券監査官1(電子開示システム届出書:内国法人【特定有価証券、大量保有報告、公開買付けを除く】、親会社)	関東財務局理財部(統括証券監査官1(電子開示システム届出書:内国法人【特定有価証券、大量保有報告、公開買付けを除く】、親会社))
	特定有価証券の発行者、外国法人			統括証券監査官2(電子開示システム届出書:特定有価証券、外国法人)	関東財務局理財部(統括証券監査官2(電子開示システム届出書:特定有価証券、外国法人))
	大量保有報告書を提出する者			統括証券監査官3(電子開示システム届出書:大量保有報告)	関東財務局理財部(統括証券監査官3(電子開示システム届出書:大量保有報告))
	公開買付届出書を提出する者			統括証券監査官3(電子開示システム届出書:公開買付け)	関東財務局理財部(統括証券監査官3(電子開示システム届出書:公開買付け))

※ 関東財務局が提出先となる場合は、提出者種別によって提出先が異なりますので、電子申請・届出システムで提出先選択をする際はご注意ください。

「電子開示システム届出書」の提出先選択(2/2)

判断基準	電子申請・届出システム上の提出先			
提出先となる 財務(支)局等	大分類	中分類	小分類	名前
近畿財務局	近畿財務局	理財部	統括証券監査官	近畿財務局理財部 (統括証券監査官)
北海道財務局	北海道財務局	理財部	理財課	北海道財務局理財部 (理財課)
東北財務局	東北財務局	理財部	理財課	東北財務局理財部 (理財課)
東海財務局	東海財務局	理財部	統括証券監査官	東海財務局理財部 (統括証券監査官)
北陸財務局	北陸財務局	理財部	理財課	北陸財務局理財部 (理財課)
中国財務局	中国財務局	理財部	理財課	中国財務局理財部 (理財課)
四国財務局	四国財務局	理財部	理財課	四国財務局理財部 (理財課)
九州財務局	九州財務局	理財部	理財課	九州財務局理財部 (理財課)
福岡財務支局	福岡財務支局	理財部	理財課	福岡財務支局理財部 (理財課)
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	財務部	理財課	沖縄総合事務局財務部 (理財課)

「電子開示システム届出書」の提出後の流れ

- 電子申請・届出システムによる提出後、提出先の財務(支)局等で提出書類の内容確認が行われます。
- 届出の内容に問題がなければ、「EDINET届出完了通知書」が電子申請・届出システムにより送付されますので、ご確認ください。
- 「EDINET届出完了通知書」には、EDINETコード、ユーザID及び初期パスワードが記載されております。これらを使用して、EDINETにログインすることにより、開示書類をEDINETにより提出することが可能となります。

以上で、「電子開示システム届出書」の提出手続は完了となります。

「電子開示システム届出書」を郵送する場合

- 電子申請・届出システムを利用できない場合、例えば、gBizIDプライムやマイナンバーカードをお持ちでない場合には、郵送・持参によりご提出ください。
- 郵送・持参先は13・14ページに記載された管轄の財務(支)局等の住所となりますので、ご確認ください。
- 郵送に当たっては、電子開示システム届出書及び添付書類のほか、返信先の宛名を記載し、切手を貼付した返信用の封筒1通(※)を同封してください。

※ 当該封筒は、EDINETコード、ユーザID及び初期パスワードが記載された「EDINET届出完了通知書」の送付に使用します。EDINET届出完了通知書を電子メールで受け取ることを希望される方は、封筒の添付は不要です(返信用封筒がない場合、EDINET届出完了通知書を電子メールで送付します。)
- 届出の内容に問題がなければ、「EDINET届出完了通知書」が管轄の財務(支)局等から郵送又は電子メールにより送付されますので、ご確認ください。

変更届出書、3年ごとの住民票抄本等の提出

- 「電子開示システム届出書」提出後に、変更届出書や住民票抄本等の提出が必要な場合があります。
- これらの手続においても、原則として、電子申請・届出システムを利用して行うこととなります。

変更届出書の提出

- 「電子開示システム届出書」の内容に変更があった場合は、「電子開示システム変更届出書」の提出が必要となります。
- 「手続選択」では以下のとおり選択ください(「提出先選択」の方法は「電子開示システム届出書」と同じ。)

根拠法令(大分類) … 金融商品取引法	} 正しく選択されているかご確認ください
根拠法令(中分類) … 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条	
根拠法令(小分類) … 第5項	
手続名 … 電子開示システム変更届出書の提出	

3年ごとの住民票抄本等の提出

- 住民票抄本等^(※)については、「電子開示システム届出書」が受理された日から3年を経過するごとに、当該3年を経過した日から1か月以内に改めて提出する必要があります。
- ※ 具体的な書類については、5ページをご参照ください。ただし、届出者が外国法人・非居住者である場合における代理権付与を証する書面については、3年ごとに提出する必要はありません。
- 電子開示システム届出書の受理日から3年を経過する日までにEDINETを利用して開示書類の提出を行う場合、有価証券報告書の提出義務者に該当する場合、大量保有報告書の特例対象株券保有者である場合は、3年ごとの住民票抄本等の提出は不要です。
- 「手続選択」では以下のとおり選択ください(「提出先選択」の方法は「電子開示システム届出書」と同じ。)

根拠法令(大分類) … 金融商品取引法	} 正しく選択されているかご確認ください
根拠法令(中分類) … 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条	
根拠法令(小分類) … 第6項	
手続名 … 電子開示システム届出書の更新	

お問合せ先(関東財務局)

管轄区域	提出者種別	財務(支)局等	担当部署	連絡先	住所(郵送先)
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県 (※非居住者、外国会社も含む。)	内国法人(特定有価証券の発行者、大量保有報告書を提出する者、公開買付届出書を提出する者を除く)	関東財務局	理財部 統括証券監査官(1)	048-600-1122	〒330-9716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
	親会社等状況報告書を提出する者				
	特定有価証券の発行者、外国法人		理財部 統括証券監査官(2)	03-3502-9460 03-3502-9461	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館417号室
	大量保有報告書を提出する者		理財部 統括証券監査官(3)	03-3502-9463	〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館120号室
	公開買付届出書を提出する者			03-3502-9464	

- ※ 関東財務局が提出先となる場合は、提出者種別によって提出先が異なりますので、郵送する際はご注意ください。
- 提出(郵送)先を封筒に正しく記載せず他の部署に書類が回付された場合、電子開示システムの利用開始が遅れる可能性がありますので、提出(郵送)先は担当部署名まで正しく記載してください。
- ※ 担当部署名は全て「理財部統括証券監査官」となりますが、便宜上、(1)～(3)と付しております。

お問合せ先(関東財務局以外)

管轄区域	財務(支)局等	担当部署	連絡先	住所(郵送先)
北海道	北海道財務局	理財部理財課	011-709-2311	〒060-8579 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北財務局	理財部理財課	022-263-1111	〒980-8436 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎
岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県	東海財務局	理財部 統括証券監査官	052-951-2545	〒460-8521 愛知県名古屋市中区三の丸 3-3-1
富山県、石川県、福井県	北陸財務局	理財部理財課	076-292-7851	〒921-8508 石川県金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿財務局	理財部 統括証券監査官	06-6949-6697	〒540-8550 大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 4 号館
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国財務局	理財部理財課	082-221-9221	〒730-8520 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国財務局	理財部理財課	087-811-7780	〒760-8550 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎(南館)
熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州財務局	理財部理財課	096-353-6351	〒860-8585 熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎
福岡県、佐賀県、長崎県	福岡財務支局	理財部理財課	092-411-5075	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館
沖縄県	沖縄総合事務局	財務部理財課	098-866-0092	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館